

訪問介護における家事援助の実態と自立支援の課題 —訪問介護利用者・訪問介護員調査をふまえて—

八田 和子

Actual Conditions of Housework Assistance and Issues on Supporting Independent Living in Home-Visit Care: Based on the Research of Service Users and Home-Helpers
Kazuko Hatta

要約

本稿では家事援助の利用者と訪問介護員の調査をもとに、家事援助の実態と問題点の把握、さらに自立支援にむけた課題の検討を行った。訪問介護における家事援助利用者の要介護度や家事援助の利用状況、自立支援を考慮した援助に対する意識を踏まえると、家事援助が自立支援の重要な手段となることが明らかになった。訪問介護における家事援助利用者のニーズは多様であり、利用者の理解を得ながら援助することには様々な困難が伴う。しかしそれは家事援助が単なる家事の代行業務にとどまらない専門性を要するサービスであるがゆえに生じるという側面がある。家事援助の専門性確立のために課題は多いが、援助の標準化に向けた実践の蓄積が必要となる。

キーワード：家事援助、自立支援、利用者のニーズ、援助の困難性

2004年2月19日受理

はじめに—問題の所在

2003年4月の介護報酬改定により、家事援助は「生活援助」¹と改称され、単価が引き上げられた。介護報酬体系の見直しにあたって、家事援助と身体介護の介護報酬一本化などの議論も提起されたが²、最終的に身体介護との格差を残した形での単価引き上げとなったのは周知のとおりである。

そもそも改定前の介護報酬体系では、家事援助の報酬単価は身体介護の2分の1以下に抑えられていた。「家事」は家庭内において無償労働として遂行されており、袖井が指摘するように、「家事援助」もまた「女ならば誰でもでき

る簡単な仕事という先入観」が働いていると考えられる³。介護の社会化が進む中でも、家事援助の社会的評価は身体介護に比べて相対的に低いままである。

家事援助は決して「誰でもできる」ような簡単なものではない。実際に家事援助を提供する訪問介護員は様々なディレンマに直面し、家事援助の難しさを実感している。これは家事援助の範囲が幅広いことに加え、利用者のニーズが多様であり、身体介護との対比でもマニュアル化しにくいなど、その特性によるものであると考えられる。介護保険導入を契機に、家事援助は単なる代行業務ではなく、利用者の自立を支える手段として本格的に検討されてきたものの⁴、

課題は山積している。

1. 検討の視角

本稿では、訪問介護の家事援助利用者と訪問介護員に対しておこなった調査⁵を踏まえて、①自立支援と利用者満足、②家事援助の困難性の2つの視角から検討を行う。

(1) 自立支援と利用者満足

第1に、自立支援と利用者満足を統一的にとらえた家事援助の展開についてである。

訪問介護員は利用者の満足のみを目的とするのではなく、自立支援の観点から利用者の主観的・客観的ニーズを把握し、計画に基づいた援助を行うことが求められる。したがって利用者からの要望にすべて応えるのではなく、援助の必要性を判断しながら業務を行うことになる。

訪問介護員が行う家事援助は、家政婦による家事と対比して、その性格が説明されることが多い。是枝は、訪問介護が「問題を解決するための目標を立て、それに添ったサービスを提供することで、利用者の自立支援・QOLの拡大・生涯発達につながる援助」をおこなうことを目的としているのに対し、家政婦による家事は「利用者の依頼どおりにすること」が重要となると述べる⁶。両者の行う家事行為そのものに違いがみられないが、その目的は大きく異なり、利用者の生活にもたらす効果も同じではないのである⁷。

本稿では、調査に基づいて利用者と訪問介護員の自立支援に対する意識や実態を把握し、その課題を検討する。

(2) 家事援助の困難性

第2は家事援助の困難性である。身体介護と家事援助に専門性の優劣はなく、さらに現実には一連のものとして提供されている⁸。しかし両者にはそれぞれ援助の特性に違いがあり、家

事援助にも特有の問題が生じる。本調査研究において、家事援助をおこなう訪問介護員が感じる援助の難しさに、身体介護のそれとは異なる傾向が認められた。本稿では、調査から明らかになった困難性の内容を示すとともに、訪問介護員が認識している援助の課題についても検討し、今後の課題の手がかりを得たいと考える。

(3) 自立支援について

ところで、家事援助における「自立支援」をどのように捉えるべきであろうか。一般に身体介護はADL自立を、家事援助はIADL自立を援助するものとして説明されることが多い。しかし、単なるIADL自立のみを目的とし、残存能力の活用に汲々としながら家事援助が展開されているわけではない。

自立支援は多義的に用いられ、多様な内容を含むが、今回は、調査主体となった宝塚訪問介護サービス研究会における議論や事例検討を踏まえて、次の5点を調査項目として試行的に用いている。

- ・残存能力を活用し、できるだけ自分で家事をおこなえるように支援すること。
- ・自分で決めたり選んだりできるよう支援すること。
- ・住み慣れた家での生活が送れるよう支援すること。
- ・利用者の生活がその人らしいものであり満足感が得られるよう支援すること。
- ・地域社会とのつながりを持ち続けられるよう支援すること。

2. 家事援助利用者の生活実態とニーズ

まずはじめに、家事援助利用者の調査から家事援助の利用状況やニーズ、自立支援の考え方について取り上げ、検討する。

(1) 「家事援助サービス利用者の生活実態調査」の概要

<利用者調査>

- ・調査対象者：2001年12月時点における兵庫県宝塚市社会福祉協議会の訪問介護利用者で、家事援助を利用している276名のうち事前に調査協力の同意が得られた240名。
- ・調査時期：2002年2月～3月。
- ・調査方法：事前に調査票を郵送した上で調査員が訪問し、面接調査を実施。
- ・回収状況：199名（82.9%）

<訪問介護員調査>

- ・調査対象者：①の利用者を担当している訪問介護員（複数の訪問介護員が担当している場合は、サービス提供責任者が選定）。
- ・調査時期：2002年5月。
- ・調査方法：利用者を担当している訪問介護員に調査票の記入を依頼（郵送調査）。
- ・回収状況：192名分

この他に利用者のケースファイルから情報収集をおこなう調査も実施したが、本稿では扱わない。以下の分析においては、いずれの調査も完了している190名についておこなうこととする。

(2) 利用者の状況

①利用者の性別・世帯構成・要介護度

本調査の利用者は男性12.6%、女性87.4%で、75歳以上の後期高齢者が75.8%を占め、世帯構成ではひとり暮らし58.4%、夫婦世帯24.7%である。さらに、要介護度は、要支援が33.7%、要介護1が45.3%であり、比較的自立度が高い。

②家事援助をおこなう者

家事援助の場合、訪問介護員が完全に代行するだけではなく、部分的な援助をおこなうことがある。すなわち、利用者がその家事を全くできない場合にのみ家事援助を利用するのではな

く、利用者の残存能力の活用を考慮して、できるところは部分的な援助に留め、あえて代行しないのである。また、代行する場合でも、日常的な家事負担を一部軽減することによって利用者本人が継続的に家事を行えるよう支援する意味がある。

表1は、訪問介護員が調理、洗濯などそれぞれの家事援助を行っている利用者について、訪問介護員に加えて家事援助を行っている者を一覧にしたものである。ここでは本人もその家事をおこなっているかどうかに着目したい⁹。例えば、訪問介護員が「調理」をおこなっているのは79名だが、そのうち本人も家事をおこなっているのは55.7%となる。これは本人も行っている家事のうち、もっとも高い割合を占めている。他の家事に比べて頻度が高いことや、自分でも行いたいという本人の意欲があると考えられる。

家事によって本人が行う割合に差はあるものの、重要なのは、家事援助の利用者がすべて訪問介護員に家事を全面的に任せているわけではない点である。ゆえに、家事援助は単なる「家事代行」とどまらず、本人の能力や意志を尊重した「援助行為」であるといえる。もちろんモラルハザードの余地があることも否定できないが、しかし介護予防の観点からみても、完全な家事能力喪失を利用の条件とするのは問題であろう。むしろ、家事援助によって家事の意欲を引き出したり、安心感を与えるなどの効果を追求する方向での検討が重要となる。どこまでどのように援助するのかという視点が大切なのである。

表1 家事をおこなう者

	調理	洗濯	買物	掃除
本人もおこなう	55.7	39.0	33.0	21.1
(%) 本人以外の者がおこなう	17.7	16.9	33.0	16.7
ヘルパーのみがおこなう	26.6	44.1	33.9	62.2
全体	100.0	100.0	100.0	100.0
(人) 実数	79	59	112	180

(3) 家事援助のニーズ—利用者の要望と訪問介護員の把握状況

家事援助における利用者のニーズは、利用者の生活習慣によって異なり、極めて多様である。しかし利用者が訪問介護員に対して自らのニーズを表明することは少なく、ゆえにこれを訪問介護員が把握・理解し、援助を行うのは容易ではない。

図1は、利用者から回答のあったサービスに対する要望を訪問介護員が把握しているかどうか調べたものである(複数回答)。実数が少なく全体の傾向として明確に述べることはできないが、「利用者」と「訪問介護員の回答が一致」している、すなわち利用者の要望を訪問介護員が把握しているものはごくわずかである。特に調理や掃除など家事の内容に対する要望は利用者側のみが回答しているものが増えている。これとは逆に、「ヘルパーが変わらないでほしい」という要望については、両者の回答が一致しているものが増えている。利用者の生活における安定した援助関係の確立はなにより重要であり、訪問介護員を変更すれば、これを一から築き直さねばならず、利用者にとって大きな負担となる。多くの利用者から明確に表明された「ヘルパーを変えないでほしい」という要望は、家事内容に対する個々の要望よりもさらに重要なものであった。

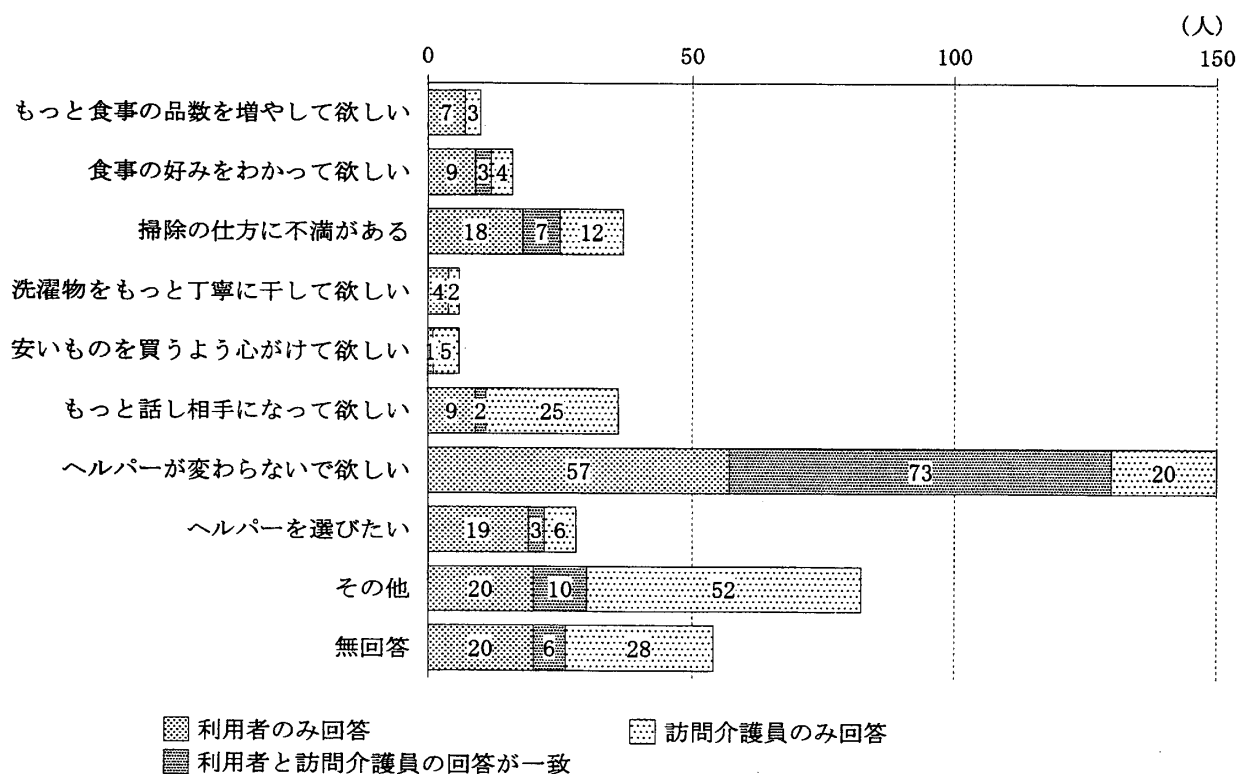


図1 利用者のサービスに対する要望と訪問介護員の把握状況

(4) 利用者の家事能力維持に配慮した援助

前述のとおり、訪問介護員は自立支援の観点から、利用者の要望にすべて応えるのではなく、必要に応じ、できるだけ本人でおこなえるよう援助することがある。このような援助に対する利用者の希望をたずねたところ、「できるだけ自分でできるよう援助してほしい」が49.5%と最も多くを占めた(図2)。比較的自立度の高い女性の利用者が多い中で、今まで自力でおこなってきた家事を引き続き行いたいとの思いを反映している。

ただし当然のことながら、家事援助が本人の家事負担軽減になることが大切である。およそ4分の1は「頼んだことはすべてして欲しい」と回答しているが、家事能力の維持だけでなく、利用者の生活全体から家事援助の意義をとらえることが必要である。

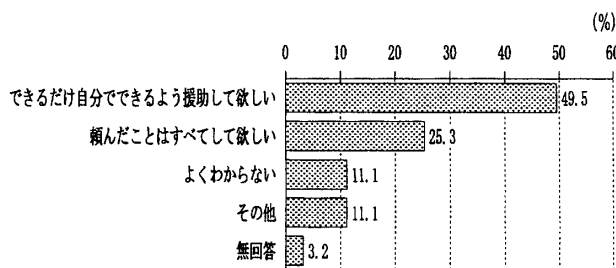


図2 利用者の家事能力維持に配慮した援助について

3. 訪問介護員による自立支援と援助の困難性

次に、訪問介護員を対象とした調査について、自立支援と援助の困難性について検討する。

(1) 「兵庫県訪問介護員調査」の概要

- 調査対象者：兵庫県下の訪問介護事業所に勤務し、家事援助を行っている訪問介護員およびサービス提供責任者とし(1事業所につき各1名)、その選定は事業所に依頼した。なお対象事業所は、2002年3月31日までに事業を開始し、2003年4月1日現在も事業継続中で、WAM-NETに登録されている590事業所である。

- 調査時期：2003年4月。

- 調査方法：①訪問介護員調査と②サービス提供責任者調査の2種類の調査票を上記訪問介護事業所へ郵送し、研究代表者まで個別に返送してもらった。調査票は、②サービス提供責任者調査の前半部分が①訪問介護員向けの調査票と共通の調査項目となっており、訪問介護員としての援助の実態等を質問した。後半は、訪問介護員への指導・助言などサービス提供責任者としての質問項目を設定した。

- 回収状況：下記のとおりである。

	対象者数	回収数	(回収率)
訪問介護員	590名	281名	(47.3%)
サービス提供責任者	590名	277名	(46.9%)
全体	1,180名	558名	(47.3%)

本稿では、訪問介護員とサービス提供責任者の両者(558名)が、家事援助の実際について回答した部分に限定して検討することとし、調査全体の詳細は調査報告書にゆずる。

(2) 訪問介護員による自立支援

家事援助における「自立支援」については前述の5点をとりあげ、家事援助の際に考慮しているかどうかを調べた(図3)。5点のうち4点は6割以上が「常に考慮して援助している」と回答している。最も多かったのが「自宅での生活の継続」および「その人らしい生活の支援」の74.2%であり、利用者の生活スタイルやニーズを考慮した援助を展開しようと考えている。6割を越えた項目の中では、「残存能力の活用」よりも利用者の個別性の尊重や自己決定など、利用者の意向を重視する傾向がみられた。他方で、「地域社会とのつながりを持ち続けられるよう支援すること」については39.6%にとどまっている。

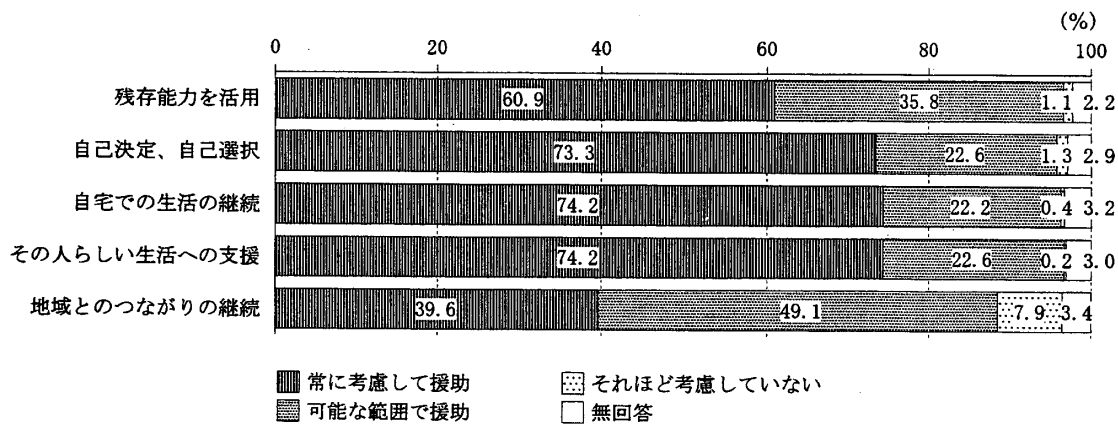


図3 家事援助の自立支援について考慮していること

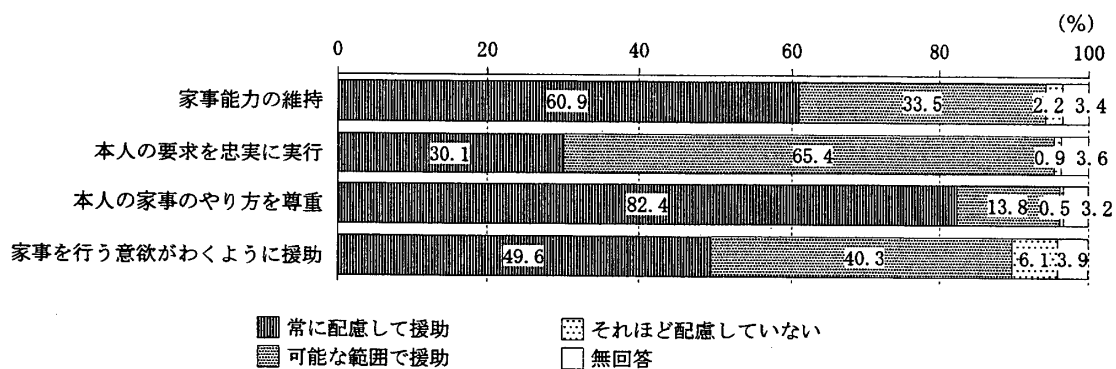


図4 援助をおこなう際利用者に対して配慮していること

(3) 利用者の家事能力およびニーズへの配慮

自立支援と利用者満足の関係を見るため、援助の際に利用者に対して配慮していることを、家事の能力維持と本人の意欲や要求に着目して項目を設定した(図4)。常に配慮して援助しているものでは、「本人の家事のやり方を尊重」が82.4%と最も多く、次いで「本人の家事能力を維持する」の60.9%であった。本人のやり方を忠実に実行するという点については、可能な範囲で援助すると答えた者が多かった(65.4%)。利用者の家事のやり方を尊重しつつも、利用者満足が最優先ではなく、自立支援を考慮した援助への意識がうかがえる。

(4) 家事援助の困難性

援助を行う際に難しいと感じることを、家事援助と身体介護の場合に分けてたずねた(複数回答)。図5では家事援助で難しいと感じる項

目の多い順に並べ、身体介護と比較している。家事援助では「援助計画と違うことを要求されたとき」が72.0%と突出している。次に続くのは「利用者の要求を理解すること」41.0%、「同じ利用者を担当している訪問介護員同士の連携」39.8%、「できるだけ自分で行うよう援助すること」39.2%である。

家事援助における難しさの上位4項目が身体介護を上回るなど、全体として家事援助の困難性が際立っている。さらに、「困難と感じることはない」を選択した者は、家事援助が2.7%であるのに対し、身体介護の場合は10.2%であった。

難しさを感じる理由についても、上記と同様に家事援助と身体介護に分けてたずねた(図6、複数回答)。家事援助では「制度内ではできない援助がある」の65.2%、「利用者の理解不足」の44.1%が上位であるのに対して、身体介護で

は「業務時間が限られている」31.2%、「利用者の理解不足」29.0%、「制度内ではできない援助がある」28.0%が上位を占めている。また、「技術不足」の27.6%、「経験不足」の22.9%が家事援助よりも上回っている。

このように、身体介護の場合は援助の難しさの理由を援助者と援助者以外の双方に理由を求めているのに対して、家事援助については、制

度上の制約や利用者の理解不足など、援助者以外に理由があるとする傾向がみられる。特に、「制度内ではできない援助がある」という点が大きいのは、上述した「援助計画と違うことを要求されたとき」に感じる援助の難しさと同じものがあり、現行の介護保険制度が家事援助のニーズをすべてカバーしていないことを反映している。

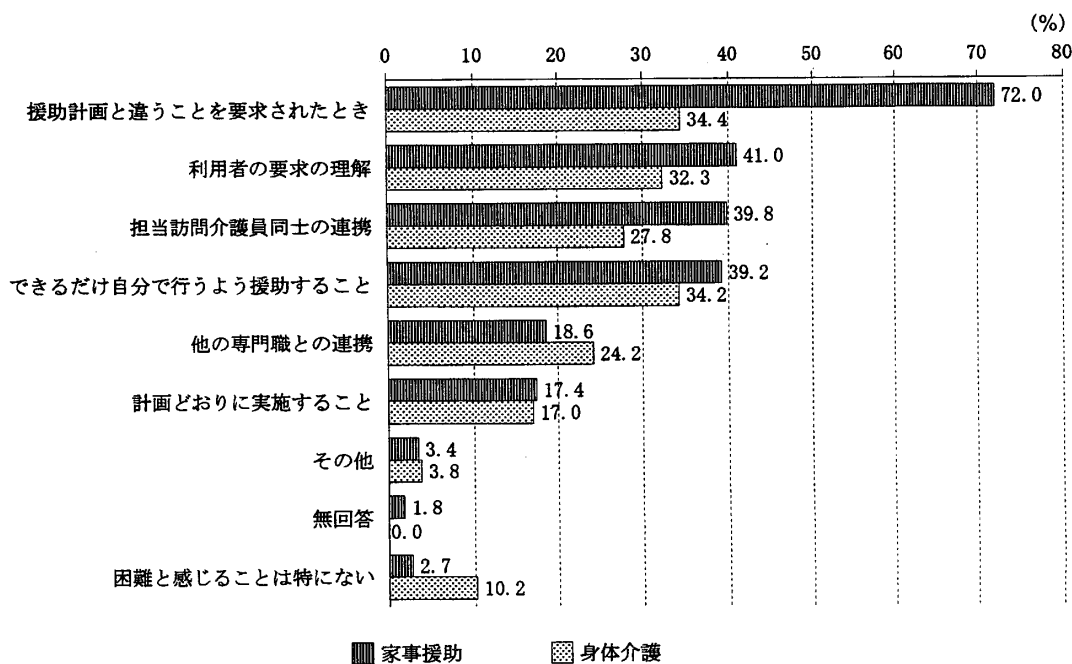


図5 家事援助・身体介護で難しいと感じること

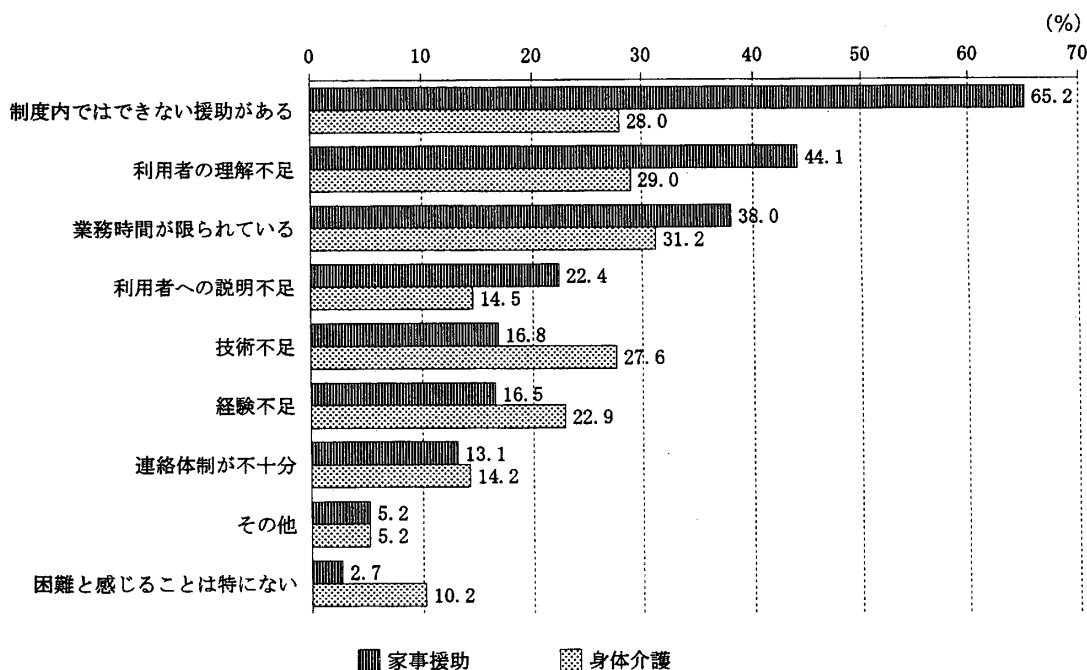


図6 家事援助・身体介護に難しさを感じる理由

(5) 援助の課題

どのようにしたら困難と感じていることを解決できるかについてたずねたところ(複数回答)、結果は図7のようになった。「事例検討会を増やす」が66.8%と最も多く、「利用者へ丁寧に説明」47.5%、「援助手順書の作成や見直し」¹⁰が46.2%、「個別援助計画の見直し」42.7%がこれに続いている。

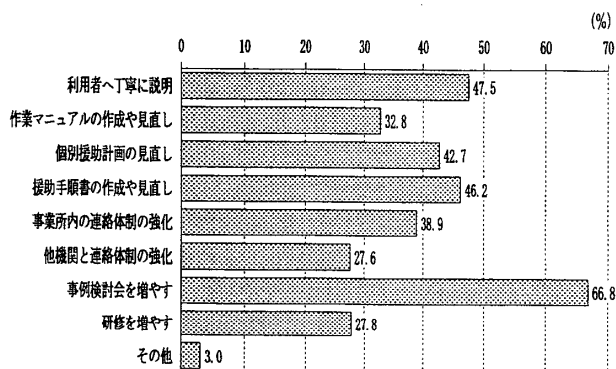


図7 困難をどのようにしたら解決できるか

4. 調査のまとめと自立支援の課題

(1) 家事援助利用者の状況とニーズ

利用者は自立支援に対する援助にある程度理解を示しており、訪問介護員も利用者の依頼どおり援助するだけでは不十分であると考えていることから、家事援助が自立支援の一手段として有効な手段となりうる条件と必要性があることを調査結果は示している。家事援助利用者の多くが独居の高齢者であり、要支援、要介護1と比較的自立度が高く、家事を自らも一部行っていることから、独力での生活は困難でも、部分的な援助があれば介護予防と在宅生活の継続をおこなうことができる状態にある。この可能性を追求していく際には、訪問介護員との援助関係を確立することを基本とし、その上で利用者の多様な家事援助ニーズへの対応を考えてゆく必要がある。なぜなら利用者は訪問介護員との安定した関係を求めており、自立支援の援助はその中でこそ可能となるからである。

(2) 家事援助の困難性をどう見るか

家事援助の意義と必要性が認められるとしても、家事援助には様々な困難が伴うのも事実である。調査結果は、自立支援と利用者の要望の間で悩む訪問介護員の実情を反映していた。多くの訪問介護員が援助計画にもとづいた援助に対して利用者の理解が得られなかったり、制度内上の制約に阻まれたりしている。しかしそのことはとりもなおさず、自立支援としての家事援助の現れといえる。顧客の依頼通りの家事を全うする代行業務ならば生じ得ないディレンマである。まずこの点に留意し、単純に利用者満足のみ追求に転じることのないよう、対応していく必要がある。

また、別の角度からみれば、家事援助の困難性は、身体介護に比べて援助技術の開発が相対的に未発達であるために生じていると考えられる。さらに訪問介護員の教育は、家事援助については特に不十分で、個々の訪問介護員の家事経験にのみ委ねているのが現実であり、家事を通じた自立支援の方法について、研修の強化などが求められる。

なお、「制度内ではできない援助がある」という困難性については、介護保険制度における訪問介護の限定的な援助内容そのものを再考する必要もある。

(3) 「代行業務」を超えて一家事援助の専門性の確立

介護保険における家事援助(生活援助)の定義については、下記のとおり、各都道府県介護保険主管部(局)長宛 厚生労働省老人保険福祉局老人福祉計画課長通知「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(2000年3月17日老計10、2003年一部改正)において示されている。

「生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助(そのために必要な一連の行為を含む)であ

り、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。(生活援助は、本人の代行的なサービスとして位置付けることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であることができる。)

ここでは家事援助(生活援助)が「本人の代行的なサービス」として位置づけられている。しかし、訪問介護員は単に利用者に代わって家事を行うというだけでなく、利用者の安定した在宅生活の継続に必要な様々な配慮を行っていることは調査結果が示すとおりである。

家事援助は、家事という行為を通じて利用者の生活全体を援助する、独自の専門性を要する援助である。したがって、家事援助の専門性は、家事の技術そのものに求められるものではない。家事援助についての必要性を判断し、個別援助計画に基づき実行してゆく過程の中に、援助職としての専門性が存在する。この見えない専門性をどのように視覚化してゆくかが課題である。

その鍵は、訪問介護員の7割近くが指摘した事例検討会による実践の蓄積である。さらに、個別援助計画や手順書の整備、活用、見直しなど、家事援助を標準化した上で個別対応を要する作業が求められる¹⁾。

おわりに

在宅サービスの中でも訪問介護の歴史は長く、1962年より国庫補助事業として実施されているが、当時は独居・低所得の高齢者を対象としていたため、自ずと家事や相談などが主たるサービス内容となった。この傾向は、1982年に訪問介護員(当時は家庭奉仕員)の派遣対象を拡大した後も大きな変化をみせることはなかった。なぜなら、訪問介護のニーズの高まりに対してサービスの供給量が圧倒的に不足し、一人当たりのサービス量は1回2~3時間、週1~2回

程度に限定されており、身体介護を必要とする高齢者は入所や入院を余儀なくされていたからである。すなわち、家事援助が詳細な規制を受けることなく、おおむね現場の裁量に委ねられていたのは、その専門性が認知されていたのではなく、1人あたりのサービス総量が抑えられていたために規制の必要がそれほど大きくなかったからであると考えることができる。

しかし、介護保険制度の導入により、要支援以上の認定を受けたものはすべて一定の上限までサービスを利用できるようになると、状況は一変する。「何をどこまで、どれだけ」利用できるシステムをつくるのかが問われ、家事援助行為の一つひとつに説明が求められるようになったのである。しかし、これに応えるだけの実践や研究の蓄積は十分ではなかった。さらに、政策的にも身体介護の提供量を高めるインセンティブが働いたため、家事援助が介護保障の周辺に追いやられる事態となった。

介護保険法施行から5年目を迎えようとしているが、日本の介護保障制度の中に家事援助をどのように位置づけるのかによって、その将来像は大きく変わることになる。それゆえ、家事援助が自立支援の手段となる諸条件を明らかにする作業の重要性はさらに増すであろう。

脚注

- 1 介護報酬体系上は「生活援助」となっているが、本稿は家事援助の実際を検討の対象としていること、名称については様々な提案があり、現行の「生活援助」の名称も含めてひきつづき検討を要する課題でもあることから、本稿ではとりあえず「家事援助」の名称を用いる。
- 2 訪問介護について包括的に論じ、一本化について政策提言しているものに、島津淳・是枝祥子編『提言訪問介護—介護保険制度見直しに向けての学習テキスト』医歯薬出版株式会社、2002年がある。また、2001年10月から社会保障審議会介護給付費分科会において介護報酬見直しに関する議論がはじまり、これにあわせて家事援助の

報酬単価の引き上げを求めた団体が相次いだ（日本生活協同組合連合会、日本在宅サービス事業者協会、全国農業協同組合中央会等）。全国社会福祉協議会は、身体・複合・家事の3類型を一本化した上で要支援者には「介護予防型」、要介護者には「生活介護型」という独自の介護報酬体系を提案している。

3 袖井孝子「家事援助の評価」『週刊社会保障』第2135号、2001年5月14日。

4 事例から家事援助の意義を検討したものに、石田一紀・泊イクヨ・藤田博久『高齢・障害者とホームヘルパー—生きる意欲を高める家事援助の真価』萌文社、2001年、ホームヘルパー全国連絡会『（第1回ホームヘルパー全国交流集会シンポジウム報告集）家事援助の大切さを事例をとおして考える』萌文社、2001年などがある。政策提言を行っているものとして、井上由美子「介護保険に家事援助サービスの見直しを提言する」『世界』2000年10月号、島津・是枝編前出書など。また、家事援助利用者と訪問介護員に実施した調査として、財団法人長寿社会開発センター『要介護認定を受けた在宅高齢者の介護環境に関する実態報告書』2002年3月があり、本稿の調査実施において大いに参考となった。

5 調査の詳細は、宝塚訪問介護サービス研究会『自立支援の観点から見た家事援助の意義と課題—訪問介護における家事援助サービス利用者の生活実態調査』2003年9月にまとめている。

6 島津・是枝編、前出、p.127。

7 あくまで訪問介護員と家政婦の業務目的の相違を指摘したものであり、両者の優劣を論じたものではないことを断っておきたい。

8 島津・是枝編、前出、pp.162-163。

9 自立支援のための見守りの援助として、訪問介護員が利用者と一緒に家事を行う場合は、身体介護に含まれるため、表1のデータには反映されていない。

10 本調査において、個々の利用者へのサービス実施方法を具体的に記したものを「援助手順書」とした。

11 前出の本調査報告書（pp.37-53）では、サービス提供責任者による個別援助計画や訪問介護員への指導・助言についても検討し、いくつかの課題も提示した。

付記

本稿は、平成13、14年度ニッセイ財団高齢社会福祉実践的研究助成「自立支援の観点から見た家事援助の意義と課題—訪問介護における家事援助サービス利用者の生活実態調査」（宝塚訪問介護サービス研究会、研究代表：佐瀬美恵子）による研究成果の一部である。研究会のメンバーの方々からは貴重なご意見をいただいた。また訪問介護員の皆様には多忙な中、調査にご協力いただいた。記して感謝したい。

（はった かずこ 本学講師）